特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和2年 (2020年) **2** 月 **28**日(金) 令和2年 R

No. 15120 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

Ħ 次

☆弁理士の眼 [182] ………………(1)

☆特許庁ホームページに「お助けサイト」を新設しました (8)

弁理士の眼 182

出願意匠「押出し食品用の口金」拒絶審決取消請求事件

- 知財高裁令和1(行ケ)10089. 令和1年11月26日(4部)判決<請求棄却> -

牛木内外特許事務所 弁理士 牛 木 理 一

〔キーワード〕 意匠の創作非容易性(意匠法3条2 項)、日本国内に公然知られたと認められる意匠、 情報源(インターネット)、意匠法3条2項の新 旧法の違い、改正意匠法の施行日前の出願意匠 の審査

【事案の概要】

- 1 特許庁における手続の経緯等
 - (1) 原告(有限会社デッキ)は、平成29年(2017 年)11月30日、意匠に係る物品を「押出し食品 用の口金」とし、意匠の形態を別紙第1記載の とおりとする意匠(以下「本願意匠」という。) について、意匠登録出願(意願2017-26691号。



京都ブランチ (5 名:うち弁理士3名)

神戸本部(66名:うち弁理士26名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12 名:うち専利代理人6名)



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人

- ■URL:http://www.arco.chuo.kobe.jp/ ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp
- 神戸市中央区東町 123 の 1 貿易ビル 3F ■神戸本部:〒650-0031
- ■京都ブランチ:〒604-8225 京都市中京区蟷螂山町 481 京染会館 4階
- ■上海潮橋:郵編200120 中国 上海市浦東新区東方路69号A棟20階2007号室 TEL:+86-21-6415-8030
- ■顧問:米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名

TEL: 078-321-8822 TEL:075-213-5600